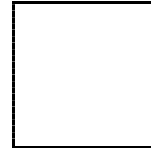


盛岡ハイタク共同乗車券使用契約書

契約NO.



令和 年 月 日

契約者 甲

住 所

職業（職名）

氏 名

印

連帯保証人

住 所

職 業

氏 名

印

契約者 乙 〒020-0024

盛岡市菜園一丁目11番4号 樋下建設ビル4階
盛岡地区タクシー業協同組合

理事長 大野 尚彦 印

私（甲）は、別添の盛岡ハイタク共同乗車券使用規程を承認し、これを遵守することを確約致します。

1 利用乗車券の精算

締切日 毎月 日

代金支払日 請求書到着後10日以内 口座振替の場合は指定の振替日

2 代金支払方法

(1) 銀行振込

（指定金融機関）

岩手銀行本店 七十七銀行盛岡支店

北日本銀行本店 東北銀行本店

盛岡信用金庫本店 商工中金盛岡支店

みずほ銀行盛岡支店

(2) 口座振替

岩手銀行本店・各支店口座

盛岡ハイタク共同乗車券使用規程

(乗車券の発行)

第1条 盛岡地区タクシー業協同組合（以下「乙」という。）は、盛岡ハイタク共同乗車券使用契約者（以下「甲」という。）の申込みによって乙所定の様式による盛岡ハイタク共同乗車券（以下「乗車券」という。）を甲に発行する。

(乗車券の使用範囲)

第2条 乗車券は、別表に掲げる乙の加盟組合員のいずれの営業車（特定大型車、大型車、普通車）にも利用できる。

(使用料金)

第3条 タクシーの使用料金は、東北運輸局長が認可した一般乗用旅客自動車運送事業運賃及び料金による。

(乗車券の利用方法)

第4条 甲は、乗車1回ごとに、乗車券に所定事項のほか、メーター器に表示された運賃を確認して記載し、乗務員に交付するものとし、この記載なく交付したことにより、発生した事故の責任は、甲の負担とする。

(乗車券等の譲渡、売買等の禁止)

第5条 甲は、この契約を第三者に譲渡し、又は承継させ、もしくは発行を受けた乗車券を譲渡したり、売買してはならない。

(使用乗車券の精算)

第6条 甲による使用乗車券の精算は、乙が契約書記載の締切日をもとに作成した請求書が到達した日より、10日以内に乙指定の銀行等に振込むものとする。口座振替の場合は指定の振替日を支払日とする。

2 支払日より、正当な理由なく10日以上経過してもその支払いをしないときは、乙は遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息を請求することができる。

(事故乗車券の運賃支払責任)

第7条 甲は、発行を受けた乗車券が、紛失、盗難、その他の事故により他人に利用された場合は、その責任を負うものとする。

(記載事項の変更等)

第8条 甲又は乙は、契約書に記載された住所、名称、代表者、連帯保証人（支払事務責任者）、その他必要事項に変更を生じた場合は、その旨を15日以内に相互に書面をもって通知するものとする。

(契約の解約)

第9条 甲が乗車券の利用をやめる場合は、乙に契約解約届書を提出し、直ちに、残存乗車券の返還及び未払い運賃の精算をするものとする。この場合、その後において、乗車券の使用が行われた場合は、その責任は甲が負うものとする。

(乗車券発行の停止等)

第10条 下記事由の場合、乙は甲に対して、乗車券の発行を停止し、又は残存乗車券の返還及び未払い運賃の精算を求め、もしくは催告なしに、この契約を解約することができる。

(1) 乗車券を偽造、変造、改ざん及び不正使用したとき。

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力による処分を受け、又は整理、会社更生、破産を申し立てられ、もしくは自ら申し立てたとき。

(3) 利用乗車券の運賃支払日より、正当な理由なく10日以上経過しても、その支払いをしないとき。

(4) この契約及び乗車券記載事項並びにこれらに係る乙の指示、通知が遵守されないとき。

(5) 前各号に準ずる事由が生じ、甲の信用供与に懸念が生じたとき。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人は、この契約に基づく甲の義務履行について、甲と連帯して、その責に任ずるものとする。

(紛争の処理)

第12条 この契約に基づく紛争は、双方誠意をもって解決に当たり、なお訴訟の必要が生じた場合は、乙の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

(契約の更新)

第13条 この契約は、所定の事由による以外は、甲又は乙からの書面による解約申し入れがあるまで、1年毎の自動更新とする。

2 第9条の規定は、契約期間終了の場合にも適用する。

(手数料)

第14条 使用料の振込及び郵送にかかる経費並びに口座振替手数料は、甲の負担とする。

以上